

ミライカナエル活動サポート事業実施要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 スタート支援コース
- 第3章 ステップアップ支援コース
- 第4章 協働コース（行政以外との協働）
- 第5章 協働コース（行政との協働）
- 第6章 補助金の申請及び交付
- 第7章 事業の提案及び協定書の締結
- 第8章 事業報告
- 第9章 雑則
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、藤沢市市民活動推進条例（平成13年藤沢市条例第8号、以下「条例」という。）の基本理念を踏まえ、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）に対し、ミライカナエル活動サポート事業に係る補助金又は負担金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条に規定する活動をいう。

（コース）

第3条 ミライカナエル活動サポート事業において提案を行う団体の活動初期から多様な主体による協働まで、団体の成長の段階に応じ、次に掲げるコースを置く。

- （1）スタート支援コース
- （2）ステップアップ支援コース
- （3）協働コース

2 前項第3号に規定する協働コースは、行政以外との協働、及び行政との協働の2種とする。

3 同一年度に、複数のコースに係る補助金又は負担金の申請を行うことはできない。

4 同一年度に、同一のコースにおいて申請できる提案数は、1件までとする。

第2章 スタート支援コース

(対象提案の要件)

第4条 スタート支援コースは、市民活動団体の立ち上げに対する支援として、次の各号に掲げる全ての内容を満たす市民活動を対象提案とする。

- (1) 藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業であり、公益性があること。
 - (2) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。
 - (3) 受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること。
 - (4) 予算の積算等が適正であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、スタート支援コースの対象としない。
- (1) 直接的に営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
 - (3) 補助金の交付を受ける年度において、国、地方公共団体（藤沢市含む）又は民間機関等から他の補助金や負担金及び交付金等の交付を受けるもの
 - (4) その他公序良俗に反するもの

(対象団体の要件)

第5条 スタート支援コースに係る補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす市民活動団体とする。

- (1) 3人以上の市民（在住、在勤、在学を含む。）によって構成されていること。
- (2) 団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者等に関する定めがあること。
- (3) 第25条第1項に規定する申請の時点において設立後3年未満であること。
- (4) これまでに、ミライカナエル活動サポート事業に採択されていないこと。ただし、採択された後、災害等のやむを得ない事由により、補助金の交付に至らなかったものと市長が認めたものを除く。
- (5) これまでに、藤沢市公益的市民活動助成事業、藤沢市まちづくりパートナーシップ事業提案制度、藤沢市民活動団体提案協働事業及び藤沢市相互提案型協働モデル事業に採択されていないこと。
- (6) 暴力団員（藤沢市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその構成員でないこと。
- (7) 暴力団（藤沢市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (8) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするものでないこと。

(9) 税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、スタート支援コースの対象提案の実施に直接必要なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は交付対象としない。

(1) 事務所等の賃借料及び光熱水費

(2) 賃金、給料等の人件費

(補助金額等)

第7条 補助金額は、20万円を限度とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(補助期間)

第8条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、単年度内とする。

(ユース枠)

第9条 若い世代の市民活動の立ち上げを促進するため、スタート支援コースの申請区分に、ユース枠を設ける。

2 第5条各号に掲げる要件を満たし、5割以上の構成員が16歳から30歳(補助事業を実施する年度の末日における年齢とする。)の若者である団体は、補助申請区分をユース枠とすることができる。

第3章 ステップアップ支援コース

(対象提案の要件)

第10条 ステップアップ支援コースは、団体の活動の継続性の向上や事業発展に対する支援として、次の各号に掲げる全ての内容を満たす市民活動を対象提案とする。

(1) 藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業であり、公益性があること。

(2) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。

(3) 受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること。

(4) 予算の積算等が適正であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、ステップアップ支援コースの対象としない。

(1) 直接的に営利を目的とするもの

(2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの

(3) 補助金の交付を受ける年度において、国、地方公共団体(藤沢市含む)又は民間機関等から他の補助金や負担金及び交付金等の交付を受けるもの

(4) その他公序良俗に反するもの

(対象団体の要件)

第11条 ステップアップ支援コースに係る補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす市民活動団体とする。

- (1) 5人以上の市民（在住、在勤、在学を含む。）によって構成されていること。
- (2) 団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者等に関する定めがあること。
- (3) 第25条第2項に規定する申請を行う時点において設立後1年を経過していること。
- (4) これまでに、ステップアップ支援コースに2回以上採択されていないこと。ただし、採択された後、災害等のやむを得ない事由により、補助金の交付に至らなかったものと市長が認めたものを除く。
- (5) これまでに、藤沢市まちづくりパートナーシップ事業提案制度、藤沢市民活動団体提案協働事業及び藤沢市相互提案型協働モデル事業に採択されていないこと。
- (6) 暴力団員がその構成員でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (8) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするものでないこと。
- (9) 税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第12条 補助金の交付対象となる経費は、ステップアップ支援コースの対象提案の実施に直接必要なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は交付対象としない。

- (1) 事務所等の賃借料及び光熱水費
- (2) 賃金、給料等の人件費

(補助金額等)

第13条 補助金額は、50万円を限度とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(補助期間)

第14条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、単年度内とする。

第4章 協働コース（行政以外との協働）

(対象提案の要件)

第15条 協働コース（行政以外との協働）は、多様な主体が共通の地域課題解決に向け、協働することへの支援として、次の各号に掲げる全ての内容を満たす市民活動を対象提案とする。

- (1) 一の市民活動団体等が第25条第3項に規定する申請の主体となり、他の市民活動団体等と協働して実施する事業であること。
 - (2) 藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業であり、公益性があること。
 - (3) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。
 - (4) 受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること。
 - (5) 事業を提案した団体と協働する市民活動団体等の役割分担が明確かつ妥当であること。
 - (6) 協働して事業を実施することにより、相乗効果が期待できる事業であること。
 - (7) 予算の積算等が適正であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、協働コース（行政以外との協働）の対象としない。
- (1) 直接的に営利を目的とするもの
 - (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
 - (3) 補助金の交付を受ける年度において、国、地方公共団体（藤沢市含む）又は民間機関等から他の補助金や負担金及び交付金等の交付を受けるもの
 - (4) その他公序良俗に反するもの

（対象団体の要件）

第16条 協働コース（行政以外との協働）に係る補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの団体であること。
 - ア 特定非営利活動法人
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人
 - エ 非営利かつ公益的な事業を行おうとする株式会社、特例有限会社又は合名会社などの持分会社
 - オ 次に掲げる要件の全てを備えた、法人格を有しない市民活動団体
 - (ア) 5人以上によって構成されていること。
 - (イ) 団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者等に関する定めがあること。
- (2) 第25条第3項に規定する申請の時点において設立後1年を経過していること。
- (3) これまでに、協働コースに採択されていないこと。ただし、採択された後、災害等のやむを得ない事由により、補助金の交付に至らなかったものと市長が認めたものを除く。
- (4) 暴力団員がその構成員でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするものでないこと。

(7) 税の滞納がないこと。

2 前条第1号に規定する「他の市民活動団体等」とは、次の各号のいずれかの団体とする。

- (1) 第16条第1項に規定する団体
- (2) 社会福祉法人
- (3) 学校教育法第2条に規定する学校
- (4) その他市長が適当と認める団体

(補助対象経費)

第17条 補助金の交付対象となる経費は、協働コース（行政以外との協働）の対象提案の実施に直接必要なものとする。

(補助金額等)

第18条 補助金額は、提案事業を実施する年度の1年度目は年間150万円、2年度目は年間100万円を限度とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(補助期間)

第19条 補助金の交付対象となる提案事業の実施期間は、単年度又は2年度とする。

第5章 協働コース（行政との協働）

(対象提案の要件)

第20条 協働コース（行政との協働）は、地域課題の解決に向け、市民活動団体と行政が協働することへの支援として、次の各号に掲げる全ての内容を満たす市民活動を対象提案とする。

- (1) 市民活動団体等が第31条第1項に規定する提案の主体となり、市と協働して実施する事業であること。
- (2) 藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業であり、公益性があること。
- (3) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。
- (4) 受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること。
- (5) 事業を提案した団体と市の相役割分担が明確かつ妥当であること。
- (6) 協働して事業を実施することにより、相乗効果が期待できる事業であること。
- (7) 予算の積算等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する提案は、協働コース（行政との協働）の対象としない。

- (1) 直接的に営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの

- (3) 負担金の交付を受ける年度において、国、地方公共団体（藤沢市含む）又は民間機関等から他の補助金や負担金及び交付金等の交付を受けるもの
- (4) その他公序良俗に反するもの

（対象団体の要件）

第21条 協働コース（行政との協働）に係る負担金（以下「負担金」という。）の交付対象となる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの団体であること。
 - ア 特定非営利活動法人
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人
 - エ 非営利かつ公益的な事業を行おうとする株式会社、特例有限会社又は合名会社などの持分会社
 - オ 次に掲げる要件の全てを満たす、法人格を有しない市民活動団体
 - (ア) 5人以上によって構成されていること。
 - (イ) 団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者等に関する定めがあること。
- (2) 第31条第1項に規定する申請の時点において設立後1年を経過していること。
- (3) これまでに、協働コースに採択されていないこと。ただし、採択された後、災害等のやむを得ない事由により、負担金の交付に至らなかったものと市長が認めたものを除く。
- (4) 暴力団員がその構成員でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 税の滞納がないこと。

（交付対象経費）

第22条 市は、協働コース（行政との協働）に係る協働事業を実施する団体の必要な経費を負担することができる。

2 負担金の交付対象となる経費は、当該コースの対象提案の実施に直接必要なものとする。

（負担金額等）

第23条 負担金額は、1事業につき、協働事業を実施する年度の1年度目は年間150万円、2年度目は年間100万円を限度とし、市長が決定した額とする。

2 負担金額に千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

（事業実施期間）

第24条 協働コース（行政との協働）に係る負担金の交付対象となる協働事業の実施期間は単年度又は2年度とする。

第6章 補助金の申請及び交付

(補助金の申請)

第25条 スタート支援コースに申請しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、提案団体の種類によって、提出書類の一部を省略できるものとし、その内容については市長が別に指定する。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業エントリーシート (第1号様式)
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支予算書 (第2号様式)
- (3) ミライカナエル活動サポート事業団体概要書 (第3号様式)
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 役員名簿
- (6) 会員名簿
- (7) 納税証明書 (法人のみ)
- (8) その他市長が定める必要書類

2 ステップアップ支援コースに申請しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、提案団体の種類によって、提出書類の一部を省略できるものとし、その内容については市長が別に指定する。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業エントリーシート (第1号様式)
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支予算書 (第2号様式)
- (3) ミライカナエル活動サポート事業団体概要書 (第3号様式)
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 役員名簿
- (6) 会員名簿
- (7) 納税証明書 (法人のみ)
- (8) その他市長が定める必要書類

3 協働コース(行政以外との協働)に申請しようとする団体は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、提案団体の種類によって、提出書類の一部を省略できるものとし、その内容については市長が別に指定する。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業エントリーシート (第1号様式)
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支予算書 (第2号様式)
- (3) ミライカナエル活動サポート事業団体概要書 (第3号様式)
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 役員名簿
- (6) 会員名簿
- (7) 納税証明書 (法人のみ)
- (8) その他市長が定める必要書類

(審査選考等)

第26条 提案事業の審査選考に当たっては、藤沢市市民活動推進委員会が審

査選考を行い、その結果を市長に報告する。

- 2 市長は、前項の報告内容に基づき、適当と認める事業を決定し、その旨を当該団体に通知する。

(補助金交付の申請手続)

第27条 前条第2項の決定を受けた事業を行う団体は、ミライカナエル活動サポート事業補助金交付申請書(第4号様式)、ミライカナエル活動サポート事業収支予算書(第2号様式)及びその他市長が定める必要書類を市長に提出しなければならない。

- 2 協働コース(行政以外との協働)に係る前項の規定による補助金交付の申請は、協働事業を実施する年度の1年度目及び2年度目に、年度ごとに行う。

(補助金交付の決定)

第28条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の内容を審査し、ミライカナエル活動サポート事業補助金交付等決定通知書(第5号様式)により、決定内容を当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第29条 補助金の交付時期は、前条の規定による決定後、決定した年度の末日までに行う。

(事業の計画変更)

第30条 補助金の交付を受けた団体は、当該事業の計画を変更しようとするときは、ミライカナエル活動サポート事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事業計画変更承認の申請があったときは、変更承認の可否を審査し、適当と認めるものについて、ミライカナエル活動サポート事業計画変更承認通知書(第7号様式)により、当該団体に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、事業計画変更承認の申請をしたものに対し、その旨を通知するものとする。

第7章 事業の提案及び協定書の締結

(事業の提案)

第31条 協働コース(行政との協働)に係る事業を提案しようとする団体(以下、「提案団体」という。)は、次に掲げる書類を市が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、提案団体の種類によって、提出書類の一部を省略できるものとし、その内容については市長が別に指定する。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業エントリーシート(第1号様式)
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支予算書(第2号様式)
- (3) ミライカナエル活動サポート事業団体概要書(第3号様式)
- (4) 団体の定款、規約又は会則

- (5) 役員名簿
 - (6) 会員名簿（任意団体のみ）
 - (7) 納税証明書（法人のみ）
 - (8) その他市長が定める必要書類
- 2 市は、前項の規定により提出された事業提案の内容について、第20条の規定に適合する内容であるか提案団体と協議を行う。
- 3 提案団体は前項の協議内容を踏まえ、事業提案の修正又は取下げをすることができる。

（審査選考等）

- 第32条 前条の規定により提案された事業の審査選考に当たっては、藤沢市市民活動推進委員会が審査選考を行い、その結果を市長に報告する。
- 2 市長は、前項の報告内容を審査してその適否を決定し、その旨を当該団体に通知する。

（協定書の締結）

- 第33条 前条第2項の審査の結果、採択された事業を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）と市は、その実施に当たり協定書を締結するものとする。

（提案事業の不調）

- 第34条 市は、事業提案に係る協議が不成立の時は、事業提案を不調として藤沢市市民活動推進委員会に報告する。

第8章 事業報告

（活動報告会）

- 第35条 スタート支援コース、ステップアップ支援コース又は協働コースを実施する団体は、藤沢市市民活動推進委員会が開催する活動報告会において、事業の実施内容等について報告するものとする。
- 2 市長は、前項の活動報告会における報告内容について、藤沢市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。

（実績報告等）

- 第36条 スタート支援コース又はステップアップ支援コースに係る補助金の交付を受けた団体は、当該事業の完了後1ヶ月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) ミライカナエル活動サポート事業完了届兼事業実績報告書（第8号様式）
 - (2) ミライカナエル活動サポート事業収支決算書（第9号様式）
 - (3) その他市長が定める必要書類
- 2 協働コース（行政以外との協働）に係る補助金の交付を受けた団体は、各年度事業完了後1ヶ月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

い。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業協働コース（一年度目・二年度目）事業完了届兼事業実績報告書（第10号様式）
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支決算書（第9号様式）
- (3) その他市長が定める必要書類

3 協働コース（行政との協働）に係る負担金の交付を受けた団体及び市担当課は、各年度事業完了後1ヶ月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) ミライカナエル活動サポート事業協働コース（一年度目・二年度目）事業完了届兼事業実績報告書（第10号様式）
- (2) ミライカナエル活動サポート事業収支決算書（第9号様式）

4 市長は、第2項及び前項の提出書類の内容について、藤沢市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。

第9章 雑則

（状況確認及び調査）

第37条 市長は、補助金又は負担金の交付を受けた団体に対し、事業実施期間中における進捗状況の確認のために必要な聴取又は調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により確認した内容について、藤沢市市民活動推進委員会に事業評価を行わせることができる。

（事業実施期間の短縮）

第38条 市長は、第35条第2項、第36条第4項及び前条第2項に規定する事業評価において、事業の遂行が困難と判断したときは、当該評価に基づき、事業実施期間を短縮させることができる。

（書類の整備、保存）

第39条 補助金又は負担金の交付を受けた団体は、交付対象事業の実施に係る経理を明確にし、帳簿等の関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、整理して保存しておかなければならない。

（補則）

第40条 この要綱に定めるもののほか、ミライカナエル活動サポート事業に係る補助金及び交付金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。ただし、各号に掲げる要綱の規定に基づき令和元年度に助成金又は負担金の交付を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(1) 藤沢市公益的市民活動助成事業要綱

(2) 藤沢市まちづくりパートナーシップ事業実施要綱

(検討)

3 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱に定める規定は、この要綱の施行の日以後に第25条第1項から第3項の申請の対象となる団体について適用し、同日前に当該申請が完了している団体については、なお従前の例による。この場合において、「ミライカナエル活動サポート事業審査会」は「藤沢市市民活動推進委員会」に読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱に定める規定は、この要綱の施行の日以後に第25条第1項から第3項の申請の対象となる団体について適用し、同日前に当該申請が完了している団体については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ミライカナエル活動サポート事業 エントリーシート

次のとおり、ミライカナエル活動サポート事業のエントリーシートを提出します。

	提出年月日	年 月 日
団体名		
所在地	〒 -	
代表者		役職

役員名簿・会員名簿・担当連絡先を除き公開を承認します。

代表者 氏名	
-------------------	--

コース (選択してください)		
事業名称 (20文字以内)		
実施期間	年 月 ~ 年 月	
実施場所		
事業総予算額		うち 補助額 (負担額)
事業目的 (100文字以内)		
事業概要 (100文字以内)		
協働する団体名 (※協働コースのみ記載)		

よりよい暮らしの実現に向けて未来をどのようにしたいか、また現在取り組むべき事業の目的および目標についてを明示し、3年後のイメージを具体的に記入してください。

3年後どのようなミライにしたいか？（200文字以内）	※文字数超過※
現実とミライ(理想)のギャップは何か？（200文字以内）	
そのギャップはなぜあるのか？（200文字以内）	
そのギャップを埋めるため団体として何をするのか？（200文字以内）	
そのミライを実現することで、誰が喜ぶのか？（200文字以内）	

ここからは、補助対象期間で実施する事業の具体的な内容について記入してください。

事業の詳細(400字程度) ※細事業別に、目的、内容、対象、場所、実施手法、回数、対象者数などを具体的に記入してください
目指す成果目標及び効果 (200文字程度) ※具体的な数字等を交えつつ、対象者や地域社会にもたらされる変化や効果の目標を記入してください

スケジュール ※補助対象期間について記入してください。
 ※協働コースで2年度事業の申請の場合は2年度分記入してください

年 月	実施項目・内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

年 月	実施項目・内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

補助金・負担金終了後、どのようにして藤沢市内で事業を継続するのか(300文字程度)
 ※2年目、3年目のアプローチを具体的に記入してください

この事業を通じてミライに対する思いを自由に記入してください。(300字程度)

＜申請事業に関する執行体制＞

総括責任者	氏名		
個別事業責任者 ※各事業ごとの責任者を記入してください。	事業責任者	氏名	
	事業責任者	氏名	
	事業責任者	氏名	
	事業責任者	氏名	
会計責任者	氏名		
本事業に携わる会員人数			人

以下の欄は、協働コースに申請する団体のみ記入してください。

役割分担 ※協働コースのみ (200文字程度)
提案団体(代表者が属する団体)が果たす役割
協働相手(市や企業などの団体)が果たす役割
協働する意義・必要性(400文字程度) ※協働コースのみ

<協働相手の申請事業に関する執行体制> ※協働コースのみ。協働相手分を記入する

協働団体名			
総括責任者	氏名		
個別事業責任者 ※各事業ごとの責任者 をご記入ください。		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
会計責任者	氏名		
本事業に携わる会員人数		人	

このページは、協働相手が2団体以上の申請をする団体のみ記入してください。

※2団体目以降の協働相手の執行体制について、協働相手別に作成してください。

<協働相手の申請事業に関する執行体制>※協働コースのみ。協働相手別に記入する

協働団体名			
総括責任者	氏名		
個別事業責任者 ※各事業ごとの責任者を記入してください。		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
		事業責任者	氏名
会計責任者	氏名		
本事業に携わる会員人数		人	

ミライカナエル活動サポート事業 収支予算書

(収入の部)

費 目	予 算 額	適 用(積算根拠)
ミライカナエル活動サポート事業 補助金・負担金(千円未満切り捨て)		
合計		

(支出の部)

充当先	費 目	予 算 額	適 用(積算根拠)
	合計		

※ 収入の部、支出の部の合計が一致するように作成してください。

ミライカナエル活動サポート事業 団体概要書

<記入上の注意>

- (1) 簡潔に分かりやすく記入してください。
 (2) 協働コースは、協働相手分の団体概要書も作成してください。

団体名			
所在地	〒 _____ - _____		
代表者		役職	
設立年月(西暦)	年	月	法人格の有無

事業の分野(主な該当分野を選択してください) ※複数選択可

(1)		(2)	
(3)		(4)	
その他			

前年度決算額 ※スタート支援コースは記入不要	前年度の支出総額 (翌期繰越金を含む)		
会員(構成員)の状況	正会員数	人	団体
	賛助会員数	人	団体
	正会員のうち若者数 ※スタート支援コース【ユース枠】のみ回答		人
団体の活動目的 (200文字以内)			
主な活動内容 (200文字以内)			
直近2年の 主な活動実績 (200文字以内) ※スタート支援コースは記入不要			
ホームページ(URL) ※ある団体のみ			
ミライカナエル活動 サポート事業の利用実績	有・無	(有の場合、実施年度とコースを記入)	

<申請事業に関する担当者>

事業担当者	氏名		役職	
連絡先	電話		Eメール	

第4号様式（第27条関係）

ミライカナエル活動サポート事業補助金交付申請書

年 月 日	
藤沢市長	
所在地	
申請人 名 称	
代表者職氏名	
印	
次のとおり申請します。	
1 事業名	
2 事業の実施場所	
3 申請区分	<input type="checkbox"/> スタート支援コース（ <input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> ユース枠）
	<input type="checkbox"/> ステップアップ支援コース
	<input type="checkbox"/> 協働コース（行政以外との協働）
4 申請補助金額	円（総事業費 円）
5 事業概要	（事業目的）
	（事業内容）
6 着手予定年月日	年 月 日
7 完了予定年月日	年 月 日
8 添付書類	<input type="checkbox"/> ミライカナエル活動サポート事業収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> その他資料（ ）

第5号様式（第28条関係）

ミライカナエル活動サポート事業補助金交付等決定通知書

年 月 日	
様	
藤沢市長 氏名 印	
次のとおり（交付・不交付）とする。	
1 事業名	
2 事業の実施場所	
3 申請区分	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> ユース枠
	ステップアップ支援コース
	協働コース（行政以外との協働）
4 補助金額	円
5 条 件	

第6号様式（第30条関係）

ミライカナエル活動サポート事業計画変更承認申請書

年 月 日	
藤沢市長	
所在地	
申請人 名 称	
代表者職氏名	
印	
次のとおり申請します。	
1 事業名	
2 事業の実施場所	
3 申請区分	<input type="checkbox"/> スタート支援コース（ <input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> ユース枠）
	<input type="checkbox"/> ステップアップ支援コース
	<input type="checkbox"/> 協働コース（行政以外との協働）
4 変更後の申請補助金額	円（総事業費 円）
5 変更期日	年 月 日
6 変更後の完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	<input type="checkbox"/> ミライカナエル活動サポート事業収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> その他資料（ ）
8 備考 （変更内容や理由を具体的に記入）	

第7号様式（第30条関係）

ミライカナエル活動サポート事業計画変更承認通知書

年 月 日	
様	
藤沢市長 氏名 印	
次のとおり承認する。	
1 事業名	
2 事業の実施場所	
3 申請区分	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> ユース枠
	ステップアップ支援コース
	協働コース（行政以外との協働）
4 変更後の 補助金額	円
5 条 件	
6 備 考	

第 8 号様式（第 36 条関係）

ミライカナエル活動サポート事業完了届兼事業実績報告書

年 月 日

藤沢市長

住所

名称

代表者職氏名

次のとおり報告します。

1 事業名		
2 事業の実施場所		
3 申請区分	<input type="checkbox"/>	スタート支援コース（ <input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> ユース枠）
	<input type="checkbox"/>	ステップアップ支援コース
4 補助金額	円（総事業費 円）	
5 着手年月日	年	月 日
6 完了年月日	年	月 日
7 経過と内容	別紙のとおり	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> ミライカナエル活動サポート事業収支決算書（第9号様式） <input type="checkbox"/> その他資料（ ）	

別紙（第8号様式「7 経過と内容」）

ミライカナエル活動サポート事業の成果・効果

事業名
団体名
事業目的
事業の経過と内容（具体的にかつ簡潔にお願いします。）
成果及び効果

事業を実施しての課題

今後の取り組み

意見・感想

ミライカナエル活動サポート事業 収支決算書

(収入の部)

費 目	予算額(a)	決算額(b)	比較(b-a)	摘要
ミライカナエル活動サポート事業 補助金・負担金(千円未満切捨て)				
合計	¥0	¥0	¥0	

(支出の部)

充当先	費 目	予算額(a)	決算額(b)	比較(b-a)	摘要
	合計	¥0	¥0	¥0	

※ 収入の部、支出の部の合計が一致するように作成してください。

第 10 号様式 (第 36 条関係)

ミライカナエル活動サポート事業 協働コース
 (一年度目・二年度目) 事業完了届兼事業実績報告書

藤沢市長 団体 住 所 名 称 代表者職氏名 <hr/> 協働相手 住 所 名 称 代表者職氏名 <hr/> 次のとおり報告します。	年 月 日				
1 事業名					
2 事業の実施場所					
3 申請区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="padding: 5px;">協働コース (行政との協働)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">協働コース (行政以外との協働)</td> </tr> </table>		協働コース (行政との協働)		協働コース (行政以外との協働)
	協働コース (行政との協働)				
	協働コース (行政以外との協働)				
4 補助金額 または負担金額	円 (総事業費 円)				
5 着手年月日	年 月 日				
6 完了年月日	年 月 日				
7 経過と内容	別紙のとおり				
8 添付書類	<input type="checkbox"/> ミライカナエル活動サポート事業収支決算書 (第9号様式) <input type="checkbox"/> その他資料 ()				

別紙（第10号様式「7 経過と内容」）

1.事業の目的・目標・達成度
事業目的
事業内容
成果目標
成果目標に対する結果

2. 団体と協働相手の役割分担	
団体の役割	

協働相手の役割	
3. 実施した事業の内容・時期	
年 月	実施項目・内容

年 月	実施項目・内容
4. 事業を実施しての課題・今後の取組	
5. 意見・感想	
団体	
協働相手	